

量譲与税に限り、同項中「額を」とあるのは「額(平成四十六年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額の四百三十一分の四百七に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百七十五分の四百七に相当する額との合算額)を」と、「額を譲与する」とあるのは「額(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額の四百三十一分の二十四に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百七十五分の六十八に相当する額との合算額)を譲与する」と、同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「平成四十六年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百三十一に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 平成四十七年新自動車重量譲与税法第二条第一項及び第二項の規定により譲与すべき自動車重量譲与税に係る平成四十七年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成四十七年度分の自動車重量譲与税に限り、同項中「額を」とあるのは「額(平成四十七年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額の四百三十三に相当する額との合算額)を」と、「額を譲与する」とあるのは「額(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額の四百一の六十八に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百六十六の八十三に相当する額との合算額)を譲与する」と、同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「平成四十七年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

3 平成四十七年新自動車重量譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される平成四十七年新自動車重量譲与税法第二条第一項及び第二項の規定により譲与すべき自動車重量譲与税に係る平成四十七年新自動車重量譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される平成四十七年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成四十七年度分の自動車重量譲与税に限り、同項中「額を」とあるのは「額(平成四十七年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額の四百七十五分の四百七に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百九十分の四百七に相当する額との合算額)を」と、「額を譲与する」とあるのは「額(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額の四百七十五分の六十八に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百九十分の八十三に相当する額との合算額)を譲与する」と、同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「平成四十七年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百七十五に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

第二十六条 第十条の規定による改正後の自動車重量譲与税法(次項及び第三項において「平成四十七年新自動車重量譲与税法」という。)の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に収納される自動車重量税に係る自動車重量譲与税について適用し、同日前に収納された自動車重量税に係る自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)
第二十九条 地方交付税法の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」の下に、「自動車重量譲与税を加え、同条第三項の表道府県の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

十五 自動車重量譲与税 前年度の自動車重量譲与税の譲与額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置等)
第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法(次項及び第三項において「新地方交付税法」という。)第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十五号中「前年度の自動車重量譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の自動車重量譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

3 平成四十六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方揮発油譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)
第三十一条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。
第八条第三項第五号及び第六項第五号中「及び第二項」を「及び第十一項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項第五号及び第十一項第五号中「及び第二項」を「及び第十一項」に、「第五号の四の二第六項」を「第五号の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
第三十二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。
第三条の二の二第五項第五号及び第八項第五号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第十一項第五号及び第十四項第五号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第三十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
財務大臣 麻生 太郎

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三